

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会社名 **コンドーテック株式会社**
代表者 代表取締役社長 菅原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 安藤 朋也
(Tel (06) 6582-8441)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、現在、月額 23 百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認を頂いておりますが、機動的な報酬政策の運用を可能とするため、月額報酬から年額報酬に改めさせて頂くとともに、その額につきましては、その後の経済情勢の変化及び経営陣の強化等を勘案し、現状の当社取締役の月額報酬額の年間合計額である 276 百万円以内を年額 300 百万円以内（うち社外取締役分 年額 20 百万円）に改定する議案を本株主総会に付議することを決定しております。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記年額報酬額の枠内において株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は 600 個を上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（4）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

（5）新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定める。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

（7）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上